

函館市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の33および第115条の34の規定ならびに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施を目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備状況を検証するとともに、問題点が確認された場合においては、事実関係の的確な把握等を前提に、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(検査の対象者)

第3条 検査の対象者は、指定に係るすべての事業所または指定若しくは許可に係るすべての施設が市内に所在する介護サービス事業者とする。

(検査等)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するために、書面検査により概ね6年に1回実施するものとする。

なお、書面検査により立入検査が必要と思われる場合については、介護サービス事業者本部等に立入検査を実施するものとする。

(2) 特別検査

指定を受けている事業所（以下「指定事業所」という。）の指定取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発生した場合に介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証するために、

立入検査を実施するものとする。

2 検査の通知等については、次のとおり行う。

(1) 検査実施の通知

検査の実施に当たっては、介護サービス事業者に対し、あらかじめ必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認めるときは、実施通知をしないことができるものとする（実施通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）。

(2) 検査結果の通知

検査の結果、勧告するまでに至らない軽微な改善を要すると認めた事項については、文書によりその旨通知を行うものとする。

(3) 報告書の提出

前号の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る事項の改善状況について、介護サービス事業者から文書による改善報告を求めるものとする。

3 行政上の措置等については、次のとおり行う。

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

イ 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) (1) の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

4 一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に

違反したときは、特別な処置として、当該介護サービス事業者の指定事業所に立入検査を行い、当該指定事業所の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等に立入検査後、既に指定事業所の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。